

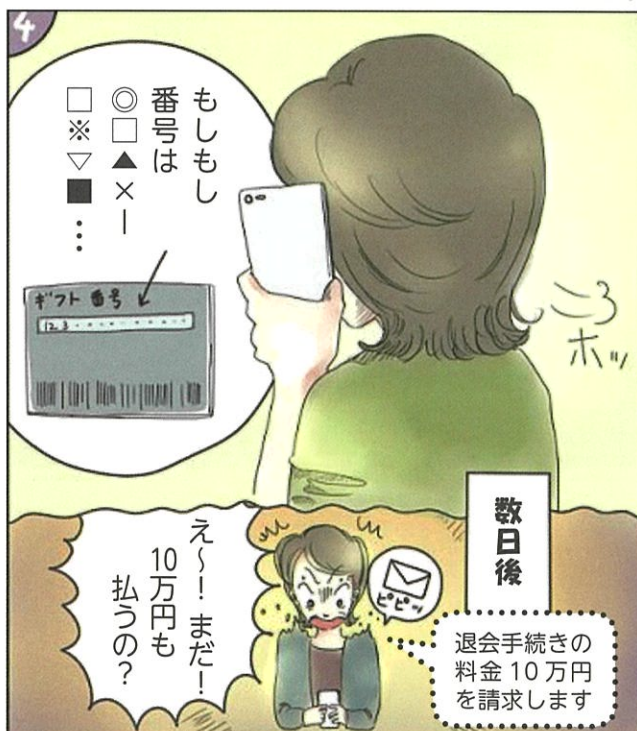


消費者注意報

架空請求メールと「プリカ詐欺」!?



※プリカとは、プリペイドカードのことです。



Q1
裁判になるって
ホント?

Q2
番号を教えると
どうなるの?

Q3
「プリカ詐欺」って
なに?

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2016年10月発行

制作：NPO 法人京都消費生活有資格者の会 発行：京都府
イラスト：同志社大学 のんたるん



京のチェックポイント



Q1. 裁判になるってホント？

A1. 電話相手の話をつくり話です。

「裁判になります」「閲覧履歴があります」「料金が未納です」「身辺調査します」
全てウソです。相手の話を信じないでください。

Q2. 番号を教えるとどうなるの？

A2. プリカの番号を伝えることは、お金を渡したことと同じです。

プリペイドカードの中には、カード発行会社の管理するサーバーに価値が記録されているもの（サーバー型プリペイドカード）があり、物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できます。

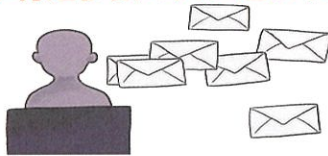
Q3. 「プリカ詐欺」ってなに？

A3. 支払い手段にプリカが利用された架空請求などの特殊詐欺のことです。

コンビニでプリカを購入することを指示され、番号や記号を相手に伝えることで額面分の価値を相手に渡すこととなります。また、最近では消費者に「支払い番号」を伝え、コンビニでその番号を使って料金を支払わせる、コンビニ収納代行の仕組みを悪用した手口もあります。

きっかけは不審なメールから！

☆ 架空請求のメールは
不特定多数の人に送られています！



☆ 「プリカ詐欺かな!!」と思ったら・・・

- ・プリペイドカードの番号は決して他人に教えないこと！
- ・トラブルに気づいた場合は、早急に発行会社と警察に連絡しましょう
(第三者が利用する前なら停止ができるかもしれません)。



不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン

188 (いやや!)

(お近くの消費生活相談窓口につながります)

京都府消費生活安全センター 暮らしの相談

075-671-0004

京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン

075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)

075-257-9002